

4. 委員会について

4.1 設立の目的

庄川扇状地水環境検討委員会の設立の目的

設立の目的

庄川流域並びに庄川扇状地では、古くより河川水や地下水の利用が盛んに行われてきました。

近年、社会活動の高度化、広域化に伴い水利用は増大しており、今後より安定的な供給・利用の体制を計画的に構築していくことが求められております。

しかし、河川水や地下水は自然物であることから、不確定・不安定な面を常に持ち合わせております。とくに地下水については、その機構そのものが複雑であり、地域の水環境をより安定的に、かつ発展させていくためには、これらの基礎的な見知を得ることが不可欠であります。

このため、国土交通省北陸地方整備局富山工事事務所では、庄川扇状地の水環境について調査検討し、適切な水環境を構築することを目的とし、「庄川扇状地水環境検討委員会」を設置するものです。

本委員会は水環境に精通した学識者5名で構成されており、平成13年度～平成14年度にかけて、通年を通した庄川扇状地全体の地下水モニタリングを行い、地下水流動機構の解明と保全・適正利用に係る基本事項の提案を検討することを目的といたします。

* 第1回委員会資料抜粋

庄川扇状地水環境検討委員会規約

(名称)

第1条 この会は、「庄川扇状地水環境検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、庄川扇状地の水環境について調査検討し、適切な水環境を構築することを目的とする。

(委員及び組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

2 委員の任期は目的が達成された時までとする。

3 委員会には委員長を置き、委員長は委員間の互選により選任し、会務を総理する。

(議事等)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって開催する。

3 委員会は、会議内容を公表する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、国土交通省富山工事事務所調査第一課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会で定める。

(附則) この規約は、平成13年 9月28日から施行する。

* 第1回委員会資料抜粋

4.3 委員会名簿

庄川扇状地水環境検討委員会

委員長	榎根 勇	筑波大学名誉教授
委員	佐竹 洋	富山大学教授
	佐藤 芳徳	上越教育大学教授
	藤縄 克之	信州大学教授
	吉岡 龍馬	同志社大学講師（日本地下水学会顧問）
事務局	北陸地方整備局 富山河川国道事務所	

（委員名は五十音順，所属は平成 16 年 3 月現在）

オブザーバー

国土交通省	北陸地方整備局 河川部	
	利賀ダム工事事務所長	
	富山河川国道事務所 大門出張所長	
富山県	土木部	河川課長
	生活環境部	水雪土地対策課長、環境保全課長
	農林水産部	農村環境課長
	企業局	水道課長
沿川市町村	高岡市	環境保全課長
	新湊市	環境交通課長
	砺波市	生活環境課長
	大島町	町民福祉課長
	大門町	住民課長
	庄川町	住民課長

事務局

国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所

- ・ 第1回委員会～第5回委員会

久保田 勝，前川 修，石川 俊之，大角 一浩，山崎 憲人，福島 将史

- ・ 第6回委員会

中嶋 章雅，目黒 信雄，松本 清則，佐藤 利行，福島 将史

- ・ 概要版編集発刊

中嶋 章雅，目黒 信雄，黒田 勇一，荻野 保夫，福島 将史

コンサルティング

- ・ 日本工営株式会社

高野 登，斉藤 庸，柳田 三徳，中村 茂，石田 富英

